

真岡市上下水道料金システム・公営企業会計システム導入業務委託 プロポーザル選定基準要領

この「真岡市上下水道料金システム及び公営企業会計システム導入業務委託プロポーザル選定基準要領」（以下「評価要領」という。）は、真岡市が実施する真岡市上下水道料金システム・公営企業会計システム導入業務委託（以下「本業務」という。）に係る契約候補者を選定するために行う業務提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係るプロポーザルの審査機関は、別に定める「真岡市上下水道料金システム・公営企業会計システム導入業務委託プロポーザル選定委員会設置要領」に基づく上下水道料金システム及び真岡市公営企業会計システム導入業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 選定委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、選定基準要領に基づき審査を行うものとする。

2 評価項目及び配点

審査機関は、表 1 に記載の提案書等の評価項目について、次の評価内容及び評価基準により、委員による審査を行い、次号に定める採点基準により算定した合計得点をもって最上位の者を契約候補者として特定する。

- (1) 技術点に 800 点、価格点に 200 点を配分し、総合評価点の満点を 1,000 点とする。
- (2) 総合評価点の最も高い者が複数ある場合は、技術点が高い者を契約候補者とする。ただし、技術点も同値の場合は、当該者にくじを引かせて契約候補者を決定する。
- (3) 審査会の委員の採点の合計点が満点の 6 割（最低合計基準点数）に満たない者は、契約候補者として選定しない。

(表 1 審査内容)

項目	審査内容	配点
技術点	(1) 上下水道料金システム機能要件回答に基づく審査	250 点
	(2) 公営企業会計システム機能要件回答に基づく審査	250 点
	(3) 提案書・プレゼンテーションによる審査	300 点
価格点	(4) 提案見積額による審査	200 点
	合 計	1,000 点

3 選定方法

契約候補者の選定方法は、以下の通りとする。

(1) 技術点

技術点は、表 1（１）～（３）をもとに審査を行う。

なお、本業務の履行にあたっては、提案事業者の幅広い能力・ノウハウ及びシステム機能等が重要であることから、仕様書及びシステム機能一覧に記載の当市が求める必須項目のうち、実現できないものがある場合は、価格点から項目数に応じて減点とする。

評価項目及び配点は、表 2 の通りとする。

（表 2 評価項目及び配点）

項番	評価項目（大項目）	確認方法	配点
1	上下水道料金システム機能要件	システム機能一覧	250 点
2	公営企業会計システム機能要件	システム機能一覧	250 点
3	基本的事項（提案基本方針） システムの特徴と機能	企画提案書・プレゼンテーション	90 点
4	システム本稼働までの構築方法	企画提案書・プレゼンテーション	40 点
5	セキュリティ対策	企画提案書・プレゼンテーション	30 点
6	本稼働後の保守サポート	企画提案書・プレゼンテーション	80 点
7	自由提案	企画提案書・プレゼンテーション	60 点

項番 1、2 のシステム要件は、参加者の回答に基づき点数を決定する。

項番 3 から 6 における評価は、以下の 5 段階とする。評価基準点を 5 点とし、項目ごとの重要度を乗じた点数で評価する。なお、中・小項目及びその重要度については、非公表とする。

A：当該項目に関して特に優れている

B：当該項目に関して優れている

C：当市が想定している要求水準を満たしている

D：当市が想定している要求水準をおおむね満たしている

E：当市が求める水準を満たしていない

(2) 価格点

価格点は、見積書に記載された金額により算出する。評価にあたり、評価基準額を設け、その金額をもとに採点を行う。

見積金額が提案上限額を超過している場合、価格点は 0 点とする。